

公益社団法人米原市シルバー人材センター

2. プラチナ会員運用規程

令和 元年6月 1日施行

プラチナ会員運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人米原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の正会員のうち、プラチナ会員に関して必要な事項を定め、当該会員の社会参加活動の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 「プラチナ会員」とは、センター定款（以下「定款」という。）第5条第2項に定める正会員のうち、5年以上センターに在籍している会員が、加齢や健康状態等の諸事情により、定款第4条に定める事業（以下「シルバー事業」という。）による就業が困難となりながらも、多様な地域社会参加活動や厚生事業を通じて健康を維持し、生きがいの充実を希望する者で、理事長の承認を得た者とする。

(プラチナ会員の権利義務)

第3条 プラチナ会員は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）および定款の規定において、正会員と区別されない。

2 プラチナ会員は、次に掲げる権利義務を有し、センターの発展を支援し、その運営に積極的に協力するものとする。

(1) 定時総会の出席と議決権

(2) シルバー事業による就業以外のセンターで行う事業の参加（ボランティア活動等）

(3) センターから要請された活動の協力

(4) 会費の納付

(保険の適用)

第4条 プラチナ会員の活動に対しては、「公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会保険制度」の傷害保険は適用しないものとし、当該制度内のプラチナ会員傷害保険の適用を受けるものとする。

(会費)

第5条 プラチナ会員の会費は、「センター会費規程」の規定によるものとする。

2 年度途中で就業に就く場合は、正会員としての会費を納入しなければならない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

(委任)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和元年6月1日より施行する。